

第10回 足場からの墜落防止措置に関する調査研究会

日 時：平成20年10月16日（木）09：57～11：02

場 所：（社）日本ボイラ協会 2階 講習室

事務局 定刻になりましたので、ただいまから第10回目の「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を開催します。

最初に資料の確認をします。まず座席表がありまして、その次に議事次第。その次に資料No.10-1は、「第9回足場からの墜落防止措置に関する調査研究会速記録」が19ページあります。資料No.10-2は、「第9回足場からの墜落防止措置に関する調査研究会議事録概要(案)」が5ページあります。資料No.10-3は、「足場からの墜落災害を防止するための今後の対策(案)」が3ページあります。続きまして資料No.10-4は、「報告書(案)」が61ページあります。参考資料は二つつけてあります。参考資料No.1は最後から3枚目、「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」の現時点のメンバー等一覧です。その次に参考資料No.2が、「第8回足場からの墜落防止措置に関する調査研究会議事録概要」です。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。——ないようですので議事に入りたいと思います。

議事に入ります前に、メンバー等の変更がありましたのでご紹介します。社団法人全国建設業協会ご推薦の委員につきましては、菅原委員から八木委員にかわられています。それと本日は代理の方が出席予定でしたが、まだ見えていませんが、オブザーバーである国土交通省総合政策局建設業課長におかれましては、吉田課長から谷脇課長にかわられています。

前回、第9回研究会での各委員のご発言については、テープ起こしによる速記録を資料No.10-1のとおり作成しました。これをもとにして、議事録概要案を資料No.10-2のとおりまとめました。資料No.10-1及びNo.10-2については、読み上げは省略させていただきます。事前に送付させていただきましたが、少し時間が短かったということもありますので、何かお気づきの点がありましたら来週24日(金)までに事務局、私あてまでご連絡をお願いします。なお、前々回の第8回研究会での議事録概要については、前回第9回研究会の終了後にいただいた意見を反映させたものを、参考資料No.2としてお配りしています。

本日は検討内容が多々ありますので、迅速な議事の進行にぜひともご協力をお願いします。

それでは、議事に入りたいと思います。三浦座長、よろしくをお願いします。

三浦座長 皆さん、おはようございます。しばらく時間がたちましたが、厚生労働省のご努力によって報告書の原案がまとまりました。それが本日の中心テーマになるわけですが、本日の議題はお手元にあるとおり二つあります。「足場からの墜落災害を防止するための今後の対策」、それと主要議題になります「報告書について」です。この2点について、厚生労働省からご説明をお願いします。

本山主任技術審査官 おはようございます。私、厚生労働省建設安全対策室主任技術審査官の本山です。私のほうから説明させていただきます。

資料No.10-3「足場からの墜落災害を防止するための今後の対策(案)」をごらんくださ

い。前回、昨年12月25日に第9回の研究会を開きました。そのときに「事務局（案）」として提出しました「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」を資料 No.9-6、9-7、9-8 としてお示ししました。その資料から変更した点を中心にもう一度全体を説明します。

今回も前回同様、対策の観点は大きく三つありまして、それぞれ1枚ずつのペーパーにまとめています。1枚目のペーパーが、「Ⅰ 足場からの墜落防止措置の充実の考え方」、2枚目が「Ⅱ 足場組立工法のあり方」、3枚目が「Ⅲ 足場の安全点検を充実する考え方」の3点です。この3点をあわせまして、この研究会における「足場からの墜落災害等を防止するための今後の対策についての提言（案）」としたいと考えていますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚目の「足場からの墜落防止措置の充実の考え方」についてご説明します。一番初めに書いています1及び2は前回と同様ですが、この部分は1枚目のペーパーだけにかかわるものではなく他の2枚のペーパー、残りのⅡ、Ⅲについての内容すべてにかかわるものをご理解いただきたいと思います。その内容については前回もご説明しましたとおり、対策を充実するに当たっては国際的に遜色のない基準とすること、それから国内の災害の発生状況を踏まえた対策とすべきものであるということです。

過去5年間の災害発生状況を見ますと、これまで資料で説明しましたように足場からの墜落による死亡災害は5年間で217名いまして、そのうち現行の法規制であります手すり等を設置していたにもかかわらず、墜落災害が発生したケースは68件ありました。そのうち25件は不安全行動や無理な姿勢によるものですが、残り43件のうち単管足場において手すりを設置していたにもかかわらず、手すりの下から墜落したものが18件。また、わく組足場において交さ筋かいの下から墜落したものが25件ありました。こういう点を踏まえて、以下に述べる対策の充実を図る必要があるとしています。

3の充実の方向については、現行労働安全衛生規則第563条の「足場の手すり等」の規定、それから第537条の「物体の落下による危険防止」の規定について充実強化するというものです。

初めに、労働者の墜落防止の関係についてご説明します。まず単管足場は、現行の規則では高さ75センチメートル以上の箇所には1本の手すりを設けることとなっていますが、これを高さ85センチメートル以上の位置に手すりを設けるとともに、高さ35センチメートルから50センチメートルの位置に、さん（中さん）をあわせて設置することを義務づけるとするものです。

手すりの高さを85センチメートル以上としたのは、日本人の平均身長伸びを考慮して、手すりを乗り越えて墜落する危険性を減少させるとともに、くさび緊結式足場等、世間に広く普及している足場の構造等を総合的に勘案した結果として、中さんの高さは手すりの高さの中間位置としたものです。また、括弧書きにあります「同等の措置」とは、パネルや金網の設置等を想定しています。手すりやさんの材質については触れていませんが、繊維ロープ等可撓性、つまりたわむものは認められず、たわみが生じない材質とすべきと考

えています。

なお、ここで言っています単管足場は、一般的な単管足場だけを指しているのではなく、鋼管、丸太等の1本の水平材で手すりが設置される単管足場、丸太足場、それからくさび緊結式足場等の総称でして、つり足場の場合も含まれます。端的に言いますと、わく組足場以外の足場であり、報告書（案）においてはそのように用語を整理しています。

続きましてわく組足場は、現行の規則では、交さ筋かいの柵や囲いと同様に手すり等の「等」に該当するとして、これだけで墜落防止措置として有効と認めていますが、今後は交さ筋かいに加え、高さ15センチから40センチメートルの位置に、さん（下さん）または高さが15センチメートル以上の幅木の設置を義務づけたとしたものです。

下さんの位置については、墜落災害が多く発生している交さ筋かい下部のすき間部分を最も効率よく遮るとともに、一般的に下さんが取りつけられる、一般的にはグラビティロックとも呼ばれています交さ筋かいピンの位置を考慮した結果です。また括弧内の「同等の措置」とは、単管足場の場合と同様、パネルや金網の設置等を想定するとともに手すりわくも想定しています。

墜落防止関係の下の括弧書きは、足場の床材は建地とすき間をつくらないように設置することを指導するというものです。

続きまして右側、物体の落下防止関係では、現行規則では一般則として防網を設置することを義務づけていますが、足場の作業床上での作業における物体の落下防止措置については、メッシュシートを含め、現在具体的に明文化されていません。このため、これを具体的な措置義務の例として、防網以外に高さ10センチメートル以上の幅木、それからメッシュシートの設置等を明示するとしたものです。

次に4については新たに記述した部分です。いま説明しました3の措置、すなわち単管足場等では手すり及び中さんの措置に加え幅木を設置することが、またわく組足場にあつては交さ筋かい及び下さんまたは幅木の措置に加え上さんを設置することが、それぞれ望まれる、より安全な措置であることを示したものです。したがって、わく組足場ではより安全な措置として、3の措置に加え上さんを設置すること、また手すり先行専用足場型の足場を設置すること、それから二段手すりと幅木の機能を有する改善措置機材を設置した足場を設置することなどが、これに該当するものです。

この、より安全な措置の考え方に十分留意して足場からの墜落災害の徹底を図るよう、厚生労働省の安全衛生部長名で関係団体に対して幅広く指導・要請することを想定しています。またこの通達では、前述しました足場の床材と建地のすき間をつくらぬようあわせて示すものでして、後ほど申し上げます「手すり先行工法に関するガイドライン」にも記載するものです。

なお、括弧書きで記述しています「手すり先行専用足場型の足場」には、専用足場だけではなく、二段手すりと幅木の機能を有する改善措置機材を設置した足場も含み、こうした足場はここで言う「より安全な足場」になるということです。

一方、墜落災害防止上のより安全な措置としてメッシュシートについては触れていませんが、詳しくは「報告書(案)」のときに説明しますが、要点だけを簡単に説明します。メッシュシートは、本来、物体の落下を防止するための機材ですが、その機能から見て手すり等の墜落防止設備を補完する墜落災害を防護する機材としても有効であると思います。前述のより安全な措置に加えて、メッシュシートを適正に設置することが望ましいものであると考えている次第です。なお、メッシュシートにつきましては詳しくは「報告書(案)」で説明します。

次に5については新たに記述した部分です。本研究会では、これまで災害発生状況として死亡災害を中心に議論してまいりました。今後、今回の措置の効果等を検証するため、負傷災害についてもデータ収集を行い、今回の措置の充実の効果等について改正省令の施行後3年後を目途に検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとしています。このことにつきましても、先ほど申し上げました部長名の通達に盛り込むことを予定しています。

続きまして2枚目の紙は「足場組立工法のあり方についての考え方」です。「手すり先行工法に関するガイドライン」につきましては規則化は行いませんが、現在の普及状況から見て、さらに一層の普及・定着を行うべきであるとしています。

そのためにはまず1ですが、1枚目の紙のIの「墜落防止措置の改正」に合わせましてこのガイドラインも改正します。それとともに、ガイドラインで示しています「働きやすい安心感のある足場」の基準については、先ほどのIの4で説明した「より安全な措置」の内容に沿う形で改正を行うことを予定しています。

現在のガイドラインでは、軒高10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事の足場は適用除外としていますが、これは木造住宅工事では平成8年に策定しました「足場先行工法に関するガイドライン」が適用されるためです。しかしながら、そもそも足場先行と手すり先行は矛盾する工法ではなく、手すりの設置を先行する足場先行工法は可能です。最近はそのような機材や手順が開発されていますので、除外規定を外すとしたものです。

次に2ですけれども、「手すり先行工法」を普及するための事業を推進するというもので、これは前回と同様です。

3につきましては、1枚目の紙の5で説明したものと同様です。

次に、3枚目の「Ⅲ 足場の安全点検を充実する考え方」です。これに関しては前回提出資料と基本的には同様でして、足場の安全を確保するためには点検は必要不可欠です。この点検を確実なものとするためには、点検結果の記録、保存は有効な措置ですから、これを新たに義務づけること。それから墜落災害の発生状況を見ますと、手すりを設置していなかったり、取り外したままの状態で作業を行わせていたことが原因であることが最も多いわけですから、手すりの有無等について作業開始前の点検を新たに義務づけるという内容です。

まず1ですが、足場の組立・変更時点検の充実についてです。1ポツ目は現行法令と同

様、引き続き事業者、それから注文者（元請）の点検を義務づけるというものです。

二つ目のポツは、点検結果の記録を新たに義務づけ、足場を用いる仕事が終了するまでの間、つまり下請にとっては請け負った仕事が終了するまでの間、元請にとっては現場が終了するまでの間となりますが、この間、記録を保存しなければならないということです。

三つ目のポツは点検の実施者についてです。足場の組立て等作業主任者や元方安全衛生管理者等であって、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく能力向上教育を受講している等、事業者が十分な知識、経験を有する者と認める者を指名するよう指導するとしているものです。これは、十分な知識、経験を有する者として能力向上教育の受講者に限定するというわけではありません。基本的には、事業者が十分な知識、経験を有するかどうか判断するものであり、例えば全国仮設安全事業協同組合が現在行っています仮設安全監理者特別教育受講者等も含まれるものです。

4 ポツ目は、点検に際してのチェックリストです。点検者の職氏名を記入できるような足場の種類に応じたチェックリストの例を通達で示しますので、それを参考に各事業者が使用する足場の種類に応じてチェックリストを作成し、それに基づいて点検を行うよう指導するというものです。

続きまして 2 の作業開始前点検の義務化についてです。この部分につきましては前回の案と変更なく、作業開始前の手すり等の取り外し、脱落の有無を点検し、異常を認めたときは直ちに補修することを新たに義務づけようというものです。なおその際、点検は足場を使用する労働者の責任者、つまり職長や班長等から選任するよう指導すると述べています。

3 の措置の見直しについては、先ほど来から説明しています I の 5 と同様です。以上でございます。

三浦座長 厚生労働省からのご説明がございました。意見交換をしたいと思いますのですが、この 3 枚つづりの課題についてどこからでも結構ですが、ご意見等をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ自由にご意見を賜りたいと存じます。小野委員、どうぞ。

小野委員 私、全国仮設安全事業協同組合理事長の小野と申します。確認と質問を 3～4 点したいと思います。

いま本山主任技術審査官からご説明がありました件についてです。まずⅢの 1 の部分ですけれど、足場が躯体壁と 30 センチ以上あいていたり、あるいはまだ躯体壁が立ち上がってきていないのに足場が上へ上がっている場合、躯体側の措置をどのようにすべきかを確認したいと思います。

三浦座長 厚生労働省の本山さんからどうぞ。

本山主任技術審査官 お答えします。ご質問のような場合、現場におきましては従前より墜落の危険があるとしまして既に是正等を指導しています。この運用につきましては今後も変わらないということです。

小野委員 それでは、後踏側と一緒にの対応という措置なわけですね。

本山主任技術審査官 はい。これまでどおりの運用と同じということです。

小野委員 わかりました。それからⅠの5番ですけれども、「3年を目途に」とありますが、それ以前において災害のデータ分析あるいは検証した結果、人命にかかわる顕著な問題が判明した場合はどのような対処になるのでしょうか。

三浦座長 室長、よろしくお願いいたします。

田中安全対策室長 従来から私ども、事故の発生状況というのは足場だけではなくて、いろいろな問題に目を光らせています。私どもの義務として、3年という決まった時限ではなく、顕著な問題が発生していることがわかった場合には速やかに所要の措置を講ずるというふうに考えています。

小野委員 わかりました。先ほど説明の中にあつたと思うんですけども、単管足場とわく組足場の措置の中にももちろんつり足場は含まれているのでしょうか。

本山主任技術審査官 はい。

小野委員 かしこまりました。

三浦座長 それは先ほどの説明の中にもありましたね。

本山主任技術審査官 はい。

小野委員 すみません。それから指導の部分ですけれど、例えばⅠの4、「より安全な措置である旨を示す」、それから点検のところで「指導する」という部分があるわけですが、指導通達ということですから労働基準監督署においても実施されるものだと思います。事業者においてもそれを遵守すべきものだと思いますが、この点はいかがでしょうか。

本山主任技術審査官 先ほどご説明しましたとおり、この通達につきましては厚生労働省の安全衛生部長名で各団体に要請するという形でお示ししますので、そのとおりになります。

小野委員 わかりました。ありがとうございます。くどいようですが、「より安全な措置」の中に「手すり先行専用足場型の足場の設置を含む」と規定していますが、二段手すりと幅木の機能を有する改善措置機材型の足場も含んでいるということでしょうか。

本山主任技術審査官 はい。

小野委員 かしこまりました。それから、「床材は建地とすき間をつくらない」ということは、「手すり先行工法ガイドライン」にも載るのでしょうか。

本山主任技術審査官 おっしゃるとおりです。

小野委員 かしこまりました。それと、「より安全な措置」としてということですが、手すり先行専用足場型の足場を設置すること、または二段手すりと幅木の機能を有する改善措置機材設置型の足場を設置するとあるが、いずれも最初から選択が可能であるということでしょうか。

本山主任技術審査官 おっしゃるとおりです。

小野委員 かしこまりました。「足場組立工法のあり方について」ですが、「足場の設置

を必要とする建設工事の全て」には、先ほど言われましたように、もちろん 10 メーター未満のものも含まれますし、プラント建設工事あるいはイベントの建設工事なんかも含まれるということですか。

本山主任技術審査官 はい。足場に関しては含まれます。

小野委員 ありがとうございます。それと、先ほどもちょっと説明がありましたが、念を押すために。メッシュシート及び安全ネットはガイドラインの改善措置機材としては位置づけずに、改善措置機材を設置した上での安全関係にかかわる機材ということで伺いましたが、それでいいでしょうか。

本山主任技術審査官 おっしゃるとおりです。

小野委員 かしこまりました。それから「ガイドライン」の件ですが、改善措置機材型のわく組足場には交さ筋かいに上さんと下さんを設置する足場、交さ筋かいに上さんと幅木を設置する足場、または交さ筋かいに二段手すり及び幅木を設置する足場、それから単管足場には二段手すりと幅木を設置する足場を、働きやすい安心感のある足場というとらえ方でいいでしょうか。

本山主任技術審査官 はい。

小野委員 かしこまりました。「足場の安全点検を充実する考え方」の中で、全国仮設安全事業協同組合が実施している仮設安全監理者講習会が該当しますということをしていただきましたが、仮設安全監理者講習会の受講者は足場の作業主任者にかかわらず、1・2級建築士あるいは1・2級施工管理技師、それから技術士なども含まれているわけです。そういう幅広にとらえていいわけでしょうか。

本山主任技術審査官 はい。事業者が十分な知識、経験を有する者と判断することになっています。

小野委員 かしこまりました。

三浦座長 その辺はこの文章の中で読み取れますよね。

本山主任技術審査官 先ほど説明したとおりです。

小野委員 足場点検についてですが、安衛法の第 19 条の 2 「能力向上教育」についてですが、全国仮設安全事業協同組合は災害を防止する業務活動を行っているわけです。ですから、これに基づきまして大臣の指導を受けている団体であることを確認させていただきたいんですが。

田中安全対策室長 労働安全衛生法の第 19 条の 2 の第 3 項の規定では、「厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことができる」という規定があります。貴組合がこの条文の中で書かれているような事業者の団体であるということであれば、この条文のとおり対象となるというふうに考えています。

小野委員 かしこまりました。私たちは安全の業務活動をしている事業者の団体ですので、当然これに入ると思いまして再確認したわけです。

それと今回の措置についてわかりにくい部分があるので、この際はっきりしておきたい

のですが。あちこちで大きなイベント活動があります。大きなやぐらを建てたり、塔を建てたり、あるいは大きな観覧席を建てたりするイベントの中には足場もたくさん含まれています。型わく支保工でも別途設けた足場があります。それから、土木関係ですからベントにも足場が別途ついているわけです。そういうものも今回の措置の適用にももちろん含まれていると思いますが、いかがでしょうか。

本山主任技術審査官 足場の定義ですけれども、足場は構造物等の高所部に対する作業におきまして、労働者を作業箇所へ接近させて作業させるために設ける仮設の作業床及びこれを支持する仮設設備、これを足場とっています。先ほどおっしゃった、構造物に対して付随して設ける設備については足場に該当します。

小野委員 かしこまりました。一応確認と質問です。

三浦座長 よろしゅうございますか。

小野委員 結構です。

三浦座長 ほかにご意見はございませんか。はい、中部委員。

中部委員 住宅生産団体連合会の中部といいます。私ども住団連にはプレ協を初め6団体ありますけれども、この会議の内容につきましていろいろ議論を行いました。その結果、特に中小企業が多い団体の中では木住協は賛成ですが、2団体ほどは中さんの設置のみ反対で、あとは賛成ということでした。と申しますのも中さんを入れることによって、以前から何度もお話ししていますように足場の材料、手間等費用がかかります。中小企業のほうにも経済的な費用負担がかかるということで、その2団体につきましては反対という経緯がありましたけれども、全体としましては住団連は一応賛成に回るということになりました。

ただ、実施につきましては少し時間的なゆとりが欲しいという意見が中小からございましたので、ぜひその辺を配慮していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

三浦座長 木住協はOKとおっしゃいましたね。

中部委員 はい。

三浦座長 そのほかの団体では。

中部委員 全てOKです。

三浦座長 これは議事録の中にしっかり記録にとどめて、厚生労働省の中で処置をしていただければと思います。

すべてを満足させるということは甚だ難しいことだと思います。かといって、「コスト増にかかわるから困るよ」というのも、私自身は「いや、そうじゃない。人の命のほうが大切じゃないですか」という意見を持っていますが、今おっしゃったことはぜひ厚生労働省の中で今回の研究会の議事録として記録にとどめておいてください。よろしゅうございますか。

田中安全対策室長 わかりました。

三浦座長 ほかにご意見はございませんか。塚さん。

堺委員 確認です。先ほど本山主任技術審査官のお話の中で手すりのたわみの話が出ましたけれども、どういう形で、どういうふうな文言で示されるのかという点。もう1点、これも再確認です。2枚目の1、「足場の設置を必要とする建設工事の全てである」というふうに書いてあります。建設工事ですから、造船は入らないということでもよろしいですか。

本山主任技術審査官 はい、手すり先行ですね。先ほどの可撓性の話ですけれども……
三浦座長 前半のことについて。

本山主任技術審査官 はい。1点目、たわみの話ですけれども、条文の書き方はこれから法規の専門家と詰めていかななくてはいけません、イメージしているのは、丈夫な構造であって、たわみが生ずるおそれがなく、かつ著しい損傷、腐食のないものに限るといった文言になると思います。

それから、手すり先行工法の話につきましては、堺委員のおっしゃるとおりです。

三浦座長 堺委員、よろしゅうございますか。

堺委員 はい。

三浦座長 ありがとうございます。ほかにご意見はございませんでしょうか。ご意見が出尽くしているようですので、3枚の案文のとおりまとめさせていただきます。

次の議題2に移ってよろしいですか。議題2は、本日の資料の中で一番厚い10-4「報告書(案)」です。まず事務局から報告書(案)全体についてご説明いただき、その後、意見交換を進めたいと思います。本山さん、よろしくお願いします。

本山主任技術審査官 引き続きまして私から説明いたします。内容はボリュームがありますので、適当にはしょって説明したいと思います。内容的には先ほど説明した3枚ペーパーにまとめていますが、全体の報告書の構成について簡単にご説明します。10-4の報告書ですけれども、報告書名としましては「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」、この研究会としての報告書という形にしています。

「はじめに」につきましては、この研究会を開催するに至った動機等を書いています。2番目のパラグラフでは、この研究会では直接議論しませんでしたけれども、平成19年のデータについても触れています。新しいデータになりますので、このことも触れています。

真ん中から下の「このため」以降では、そういったことを受けまして、独立行政法人労働安全衛生総合研究所で平成19年5月からこの研究会を設置して開催したということを書いています。その後10回研究会を開催いたしまして、今回この報告書を取りまとめたといういきさつを書いています。

1ページあけて目次ですけれども、これで全体の報告書の構成を見ていただきたいと思います。大きく3部構成になっています。第1章で、この調査研究会の概要を書いています。これには設置要綱、メンバー、活動の状況を書いています。第2章では足場からの墜落災害を取り巻く現状と課題ということで、墜落災害の現状、実務者ヒアリングの結果、メッシュシートの墜落実験の結果、あるいは欧米の規制の状況といったことを書いています。第3章では、「足場からの墜落災害等を防止するための今後の対策について(提言)」

ということで、この報告書の中核をなす部分です。第3章については、先ほどご議論いただいて全委員からご承認いただきました資料No. 10-3の3枚紙がこのままそっくり載るといいますので、よろしくお願いします。

あと別表以下は、この研究会で議論していただいたときに提出した資料に基づいて別添をつくっています。一部、文言等を修正した箇所はありますが、ほとんどすべてそのまま提出した資料です。

1 ページ目は、1-1が調査研究会設置要綱ということで既にお示ししたものです。2 ページがメンバーです。研究会は長くなりましたけれども、新旧委員を含めて名前を書かせていただいています。3 ページ目が調査研究会の活動ということで、第1回から第10回まで書いています。4 ページの一番下に※印で「本調査研究会における配付資料一覧については、別添1のとおり」、別添1は24ページにありますが、この研究会で事務局が提出した資料、それから各委員から提出していただいた資料の一覧を載せています。

5 ページからが内容です。まず墜落災害に係る現状ということで、2-1では墜落災害を取り巻く現状です。(1)として労働災害発生状況の現状です。一番上のバラグラフと2段目までが平成19年のデータを載せています。19年の建設業の死亡者は461名ですが、このうち墜落災害が207名(44.9%)と最も多い。足場からの墜落は34名ということで、こういった災害の撲滅が強く求められていることを問題提起としています。

「また」以下は、29ページの別添3に基づいていろいろ分析しています。別添3というのは、平成14年から18年までの5年間の足場からの墜落による死亡者数総計で217名いますが、この217名をいろいろな角度から分析しています。その中で、217名のうち最も多いケースとして、手すりも安全帯も講じることなく落ちたケースが134名で最も多い。これについては、法令の遵守徹底が重要であるという問題提起です。

「とりわけ」のところでは、そのうち足場の組み立て・解体中に墜落した災害が60名いるということで、組み立て・解体中の墜落災害の対策の充実・徹底が必要であるということです。

「なお」書きは造船業の話ですが、造船業につきましては30ページの別添4に載せています。同じように12名の方が足場から墜落して亡くなっているわけですが、建設業と同じような傾向であるとなっています。

「また」以下も別添3の再掲ですが、足場からの墜落災害のうち、手すり等を設置していたにもかかわらず墜落災害が発生したケースが68名います。このうち25名が不安全行動あるいは無理な姿勢によるものですが、それ以外のものでも、わく組足場の交さ筋かいの下から落ちたというのが25人。それから、単管足場において手すりの下から落ちた災害が18名となっています。それぞれ別添5、別添6にその具体的事例を書いています。

その一方、「しかしながら」ですが、わく組足場の交さ筋かいにおいて下さんを設けていたわく組足場、それから手すりの下に中さんを設けていた単管足場では、1件も墜落災害は発生していない。だから、これらの必要性があるんだということを書いています。なお

ここで、「単管足場等（鋼管、丸太等の一本の水平材で手すりが設置される単管足場、丸太足場、くさび緊結式足場等、わく組足場を除き、つり足場を含む。以下同じ）」ということで、先ほど小野委員から質問がありましたけれども、単管足場等の定義をここに書いています。

最後のパラグラフ、「このため」ということで、こうした足場からの墜落災害を防止するためには、現行規制に加え、さらなる対策の充実を図ることが必要であるという問題提起です。

(2) は現行の墜落防止措置に対する法規制等を書いています。アは現行規制ですが、現行では 563 条第 1 項第 3 号に、作業床に手すり等を設けるという手すり等の規定が書かれています。それについては三つ書かれているとおり、丈夫な構造、材料は著しい損傷、腐食等がないものとする、3 番目として高さは 75 センチメートル以上ということです。なおこれらについては、655 条により、いわゆる元請に当たる注文者に対しても同様の規定がなされています。

「なお」書きで、手すり等は高さ 75 センチ以上の箇所に 1 本設けることで現行法では足りており、また、わく組足場に使用される交さ筋かいの取り扱いについては、柵や囲いと同様に手すり等の「等」に該当すると見なされて、墜落防止措置として現行法では認められているということです。

イは、物体の落下防止措置関係の規制です。安衛則 537 条には、防網設置等が義務づけられていますけれども、先ほどご説明しましたが、足場の作業床上での作業からの落下防止については規定がされていないということです。メッシュシートについても、明文化された規定がないということです。

ウでは、こうした規制とは別に現行の建設事業者がどのような対策を講じているかという状況を書いています。多くの建設事業者におきましては、リスクアセスメントを行って、設置する場所に応じた措置を講じているのが一般的です。ただ、そのうち大きく分けると、ゼネコン（総合建設事業者）では、わく組足場を設ける場合、交さ筋かいに加えてメッシュシートを設置することが一般的な対策として行われている。住宅メーカーでは、くさび緊結式足場が多用されているわけですが、大手では手すりに加えて中さんを設置していますが、中小メーカーでは先ほどもお話がありましたけれども、中さんを設置しているところはほとんどないという状況があると書いています。

エでは、日本人の体格向上から見た手すりの高さ規制の問題について述べています。労働安全衛生規則が制定された昭和 22 年と現在、平成 16 年のデータを比べると、日本人の平均身長は約 10 センチ伸びています。現行の手すり高さ規制であります 75 センチ以上では低過ぎる状況にあるという問題提起です。

(3) は手すり先行工法の普及状況です。先ほども足場の組み立て・解体中の墜落災害が 60 名いるとご説明しましたが、これに対するために平成 15 年 4 月 1 日に厚生労働省では「手すり先行工法に関するガイドライン」を策定して、その普及を図っています。

その普及状況をイに書いています。公共工事では国土交通省の所轄工事を初め土木工事共通仕様書に盛り込まれる等、その普及が図られていますが、民間工事での普及はまだ十分とは言えない状況下にあります。

(4) 足場の安全点検の現状です。安全点検に関する規則としては、安衛則の 567 条で、悪天候時、それから足場の組み立て変更時の後に点検が義務づけられています。同じく 655 条で、元請に当たる注文者に対しましても、その点検・補修が義務づけられています。しかしながら、この点検に当たっては、点検の実施者、点検結果の記録保存については規定されていない。また、作業を開始する前の点検についても義務づけられていないということを書いています。

イでは、足場の安全点検に係る現状として、過去 5 年間の災害を見ますと、手すり等の未設置により 134 名の方が墜落している。こういう状況を見ますと、手すりの取り外しや脱落の有無について作業開始前の点検が十分に行われていないのではないかとということを書いています。

2-2 につきましては、昨年の夏に行いました実務者ヒアリングです。実際に足場を使用している者や足場の組み立て・解体を行っている九つの専門工事団体から実務者のヒアリングを行ったわけですが、詳しくは別添 8 の質問票により行いました。

質問した主な内容は、ア、イ、ウに書いていますように、足場からの墜落防止措置について、組立工法のあり方について、足場の点検について、この 3 点について聞き取りました。その結果については別添 9 に既に詳しく書いて、この委員会で何回もご説明しましたので、内容については時間の関係上省略します。

9 ページは、メッシュシートの墜落災害防止効果の検証実験のことを書いています。詳しくは 42 ページの別添 10 に書いていますけれども、メッシュシートの墜落災害防止実験については、この委員会の前身の委員会になります「足場等の安全対策検討会」、これは平成 15 年のものですが、平成 15 年にも同じようにメッシュシートの実験を行いました。今回はその実験を補完するという意味で、メッシュシートが人体の墜落そのものを防止する機能を有効に発揮するには、どのようなメッシュシートの設置方法が良いのかという点を目的に実験を行いました。

平成 15 年の実験データと大きく異なるやり方は、すべてのはと目を緊結するということと、床つき布わくは脚柱にすき間をつくらないように密接させるといった、より完璧な状態で行うという点です。実験は新品と経年品を用いて、そこに書いていますような墜落姿勢で延べ 11 回行いましたけれども、すべて落下せずに、メッシュシートの破損等もなかったということで、一定の墜落防止そのものの機能があるということがわかりました。

ただ 10 ページの中段の「しかしながら」のところですが、平成 15 年の実験と今回の実験の結果を総合的に考えると、メッシュシートを作業床の端にきっちりつける、はと目をきっちり結ぶといったふうになれば、墜落そのものを防止する機能があることは明らかになったわけです。しかし、実際の建設現場においてメッシュシートをきっちり張ることが

確実にできるかということは若干疑問があります。現在のような構造の3層1スパンで水平方向の結束は3層ごとといったメッシュシートでは、墜落そのものを防止する機材ではなくて、墜落現象を途中で食い止める、いわば防網とか安全帯のように手すり等の墜落防止設備を補完する墜落災害防護機材という位置づけが適切ではないかと書いています。

こういったことからメッシュシートに関しては、①として物体の落下を防止するための機材であることをまず安衛則上に明確にする。2番目として、手すり等の墜落防止措置に加えて、これを補完する観点から現場の状況に応じて設置すべきことを指導する。その際、メッシュシートの設置方法は15ページの別表1に書いてある性能を有するものであって、18ページの別表2の使用法に基づいて設置し、20ページの別表3で経年メッシュシートの管理方法により管理するよう指導するとまとめています。

2-4は、足場に関する国際規格の話です。60ページの別添11にあるとおり、フランス、ドイツ、アメリカ、イギリス、カナダ、それからEN規格について状況を調べてまいりました。その結果、①として、各国とも足場については、手すり、中さん、幅木の設置を規定している。そのうち手すりの中さんの機能については、各国とも墜落防止措置が位置づけられています。幅木の機能については、イギリスは墜落防止と物体落下防止の両措置、フランスでは手すり、中さん、幅木をあわせて墜落防止措置としています。それ以外の国では物体の落下防止措置として位置づけられていますが、そのうちの多くでは、墜落防止にも有効であるとしています。

②はわく組足場に使用される交さ筋かいですが、これはアメリカ以外では規定がありません。アメリカでは、交さ筋かいのヒンジピンの位置によって上さんになったり、中さんであったりという評価をしています。

③の足場点検に関しては、各国とも法令でその実施が規定されています。

2-5では、こういった状況を受けまして、今後、足場からの墜落防止措置をさらに充実させる必要があるかどうか。2番目として、足場組立工法の普及・定着を図るべきかどうか。3番目として、足場の安全点検の充実を図る必要があるかどうか。このような観点から、この検討会でさまざまな議論をしていただいたわけです。

その結果まとまったのが第3章ということで、先ほどの3枚紙のとおりです。内容的には先ほど説明したとおりでして、対策を充実するためには国際的に遜色のない基準とする。それから、災害の発生状況を踏まえ対策の充実を図る。

3-1として、足場からの墜落防止措置等の充実の考え方ということで、アが墜落防止措置、イが落下防止装置。

次の13ページの3-2は足場組立工法のあり方ということで、手すり先行工法の普及・定着を図るというものです。

3-3は足場の安全点検の充実に関するものです。

3-4は3枚紙には書いていませんが、足場と同様に墜落防止措置の規定がある架設通路、作業構台についても、手すり及び点検の規定について足場等と法的な整合性を図るた

めに、3-1と3-3と同様の充実・強化を図るというものです。

15ページ以下は別表、それから別添になります。以下は省略させていただきます。以上です。

三浦座長 ありがとうございます。ご説明は以上のとおりですが、報告書のメインの部分は14ページまでですが、全般にわたってご意見があればご発言をお願いします。

この報告書(案)は、本日、委員の皆さんにお配りしたものです。これを全文読めというのも、今ここから意見をポンと出せというのも酷かもしれませんが、熟読玩味された後に意見がある場合はいかがでしょうか、本山さん。

本山主任技術審査官 座長と事務局で対応ということで。

三浦座長 皆さんにご了解いただければ、そうしていきたいと思います。

事務局はもとより厚生労働省で大変ご努力をされたことに、座長として感謝申し上げます。全文を私は読ませていただきましたが、理路整然とよくまとまったと考えています。利害得失といいますか、非常に難しい問題だったんですね。したがって、ここまで時間がかかってきたと私は考えています。当初、座長としての頭にあったのは賛否両論の両論併記かなということでした。けれども、それを上部の審議会に上げていいものだろうか、責任があまりにもなき過ぎるなということも考えました。そうこうしているうちに、本省のほうで大変ご努力を重ねられて、まことに理路整然とした、すばらしい報告書にまとまったと思って感謝している次第です。

何かご意見はございませんでしょうか。ないようでしたら、この案文のとおりまとめさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

それでは、拍手でひとつお願いします。

(拍手)

ありがとうございます。先ほどの話で、これを熟読玩味されて何かご意見があった場合には、事務局のほうにお申し出いただき、その後の処置については私と事務局とで相談していきたいと思います。はっきり言えば、座長にご一任いただければ幸せだと思っています。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございます。大変貴重な報告書です。やっまとまりました。最後に何か事務局からありますでしょうか。

田中安全対策室長 委員の先生方、どうもありがとうございます。本報告書を本調査研究会における議論の成果物として、先ほどすべての委員のご了解を得た上で本報告書が取りまとめられたところです。報告書の取りまとめに当たっては、座長を初め各委員の皆様方に大変なご尽力をいただきましてありがとうございました。

本報告書につきましては、省令等の改正が必要な内容も盛り込まれています。報告書で提案された内容を実現するためには、私ども行政としましても早急に対応していきたいと

考えています。この先、省令改正等がなされた際には、さらなる足場からの墜落防止措置を徹底するために、ぜひとも参加いただいた各界の代表である皆様方のお立場から、新しい対策の普及・定着にご尽力、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げたいと思っています。

最後になりますが、本日ご参集の皆様方におかれましては、1年5カ月という長期間10回にわたって本研究会にご出席の上ご議論いただきましたこと、事務局を代表しまして重ねて深く御礼申し上げたいと思います。これまでのご参集まことにありがとうございます。

三浦座長 どうもありがとうございました。政局混とんとしている中でございますが、ぜひ省内において政令等の改正等、まだまだ大変なお仕事になろうかと思えます。ぜひ死者ゼロといえますか、事故が起きないことが何よりですので、それに向けて今後のご努力をお願い申し上げて本会を閉じさせていただきます。よろしいですか。ありがとうございます。ご苦労さまでした。

事務局 最後に事務局から閉会の話をしたと思います。本日の議事録につきましては、まとめ次第、各委員にお配りして確認をお願いしたいと思いますので、ご対応をよろしくお願いします。また、報告書につきましても製本でき次第、郵送させていただきたいと思えます。さらに、本報告書及び本研究会のすべての議事録につきましては、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページに掲載したいと思います。その際には、報告書にも盛られていますが、各委員から提出された資料等の題名及び資料等の入手先も掲載したいと思います。

それでは、本日をもちまして「足場からの墜落防止措置に関する調査研究会」を終了したいと思います。最後になりますが、先ほど田中室長からもありましたが、本日ご参集の皆様方におかれましては、1年5カ月という長期間に10回にもわたって本調査研究会にご出席いただきまして、ご議論いただきましたことを深く感謝いたします。これまでのご参集に関しましてまことにありがとうございます。では、終了したいと思います。

三浦座長 ありがとうございます。

—了—